

○南牧村結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、地域における少子化及び人口減少対策の強化を図るため、新規に婚姻した世帯に対して、予算の範囲内において、住居費及び引越費用の一部を補助するものとし、その補助について、[南牧村補助金等交付規則\(昭和54年南牧村規則第2号。以下「規則」という。\)](#)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、それぞれ[当該各号](#)に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 **令和4年1月1日**から**令和5年3月31日**までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 結婚を機に新たに生活を始めるため、物件を購入又は賃借する際に要した費用のうち、物件の購入費、賃料、敷金、礼金(保証金などこれに類する費用を含む。)、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分に相当する費用を除く。
- (3) 引越費用 引越し業者又は運送業者への支払いに係る実費をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、[次の各号](#)のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) [次条](#)の規定により算出した世帯の所得が**400万円**未満であるもの
- (2) 対象となる住居が南牧村内にあること。
- (3) 交付申請時において、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。
- (4) 婚姻日において、夫婦の年齢がいずれも**39歳**以下であること。
- (5) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (6) 過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (7) 世帯員全体が村税及び使用料等を滞納していないこと。
- (8) 取得した住宅に居住する全員が南牧村[暴力団排除条例\(平成23年南牧村条例第4号\)第2条第2号](#)に規定する暴力団員等でないこと。

(世帯の所得の算出方法)

第4条 [前条第1号](#)の所得の算出については交付申請時における直近の所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、それぞれの計算方法により算出した金額とする。

- (1) 夫婦の双方又は一方が離職し、交付申請時において無職の場合、離職した者については、所得がないものとして計算した額
- (2) 貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、住居費と引越費用を合わせた額を対象とし、1世帯当たり30万円を上限とする。

- 2 [前項](#)の補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の対象となる費用は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に支払われた費用に限るものとする。
- 4 [第1項](#)の規定にかかわらず、[第3条](#)に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までの間に支払われた費用を補助金の対象とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、南牧村結婚新生活支援補助金交付申請書([様式第1号](#)。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
 - (2) 所得証明書
 - (3) 物件の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書の写し(住居費における購入の場合)
 - (4) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し(住居費における賃貸借の場合)
 - (5) 住宅手当支給証明書([様式第2号](#)) (住居費における賃貸借の場合)
 - (6) 引越費用に係る領収書の写し(引越費用の場合)
 - (7) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類
 - (8) 退職証明書([様式第3号](#)) (離職又は転職した場合)
 - (9) [前各号](#)に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
- 2 村長は、[前項](#)の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、南牧村結婚新生活支援補助金交付決定通知書([様式第4号](#))により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第7条 [前条第2項](#)により補助の決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やか南牧結婚新生活支援補助金変更交付申請書([様式第5号](#))に、[前条第1項各号](#)に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて村長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 村長は、[前項](#)の規定にある申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、南牧村結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書([様式第6号](#))により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 交付決定者は、[第6条第2項](#)又は[前条第2項](#)の通知書を受けた場合は、速やかに南牧村結婚新生活支援補助金交付請求書([様式第7号](#)。「以下「請求書」という。)を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、[前項](#)の交付決定者からの請求書の提出があったときは、確定払いにより補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第10条 交付決定者は、村長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

第11条 村長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、交付決定者に対して、報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。

2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

南牧村長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

南牧村結婚新生活支援補助金交付申請書

南牧村結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

また、補助要件確認のため世帯全員の村税及び使用料等の納付状況を村が調査することに同意します。

1 婚姻日	年 月 日		
2 事業内訳	住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額(A)	円
	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日
		家賃(B)	月額 円
		共益費(C)	月額 円
		住居手当(D)	月額 円
		実質家賃負担額(E) (B) + (C) - (D)	月額 円 × カ月 = 円
		敷金(F)	円
		礼金(G)	円
		仲介手数料(H)	円
	その他(I)	円()	
	引越し	引越しを行った日	年 月 日
		費用(J)	円
合計 (A) + (J) もしくは (E) + (F) + (G) + (H) + (I) + (J)			円
3 補助期間 ※今回申請する期間	年 月から 年 月まで ____ 月分		
4 公的制度による家賃補助	<input type="checkbox"/> 私(申請者)及び世帯全員は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。		

5 添付書類	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 結婚届受理証明書又は戸籍謄本<input type="checkbox"/> 所得証明書<input type="checkbox"/> 物件の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書の写し<input type="checkbox"/> 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し<input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書(給与所得者全員分)<input type="checkbox"/> 引越費用にかかる領収書の写し<input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返還額がわかる書類<input type="checkbox"/> 退職証明書<input type="checkbox"/> その他()
--------	--

南牧村長 様

給与等の支払者

所在地

名称

氏名

電話番号

印

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住所	
氏名	

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している。

(2) 支給していない。

〔 年 月現在
住宅手当 月額 円 〕

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印をつけてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

南牧村長 様

給与等の支払者

所在地

名称

氏名

電話番号

印

退職証明書

下記の者の退職について次のとおり証明します。

記

1 住所 _____

2 氏名 _____

3 採用日 年 月 日

4 退職日 年 月 日

※注意事項

法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

記入担当者

部署名 _____

氏名 _____

電話番号 _____

様式第 4 号(第 6 条関係)

南牧村指令 第 号
年 月 日

様

南牧村長



南牧村結婚新生活支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった南牧村結婚新生活支援補助金について、下記のとおり決定したので、南牧村結婚新生活支援補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

記

交付決定額

円

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

南牧村長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

南牧村結婚新生活支援補助金変更交付申請書

年 月 日付け南牧村指令第 号で交付決定を受けた標記補助金について、
申請事項を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 変更内容

事業内訳の変更	住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額(A)	円
	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日
		家賃(B)	月額 円
		共益費(C)	月額 円
		住居手当(D)	月額 円
		実質家賃負担額(E) (B) + (C) - (D)	月額 円 × カ月 = 円
		敷金(F)	円
		礼金(G)	円
		仲介手数料(H)	円
		その他(I)	円 ()
	引越し	引越しを行った日	年 月 日
		費用(J)	円
	合計 (A) + (J) もしく は (E) + (F) + (G) + (H) + (I) + (J)		円
その他の変更			

2 添付書類

- 結婚届受理証明書又は戸籍謄本
- 所得証明書
- 物件の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書の写し
- 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し
- 住宅手当支給証明書(給与所得者全員分)
- 引越費用にかかる領収書の写し
- 貸与型奨学金の返還額がわかる書類
- 退職証明書
- その他()

様式第 6 号(第 7 条第 2 項関係)

南牧村指令 第 号
年 月 日

様

南牧村長 

南牧村結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けにて変更交付申請のあった標記の補助金については、下記のとおり変更交付決定したので、南牧村結婚新生活支援補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき、通知します。

記

変更後の交付決定額 金 円

様式第7号(第8条関係)

年 月 日

南牧村長 様

住 所：
氏 名： 印
電話番号

南牧村結婚新生活支援補助金交付請求書

年 月 日付け南牧村指令 第 号で(変更)交付決定のあった南牧村結婚新生活支援補助金について、南牧村結婚新生活支援補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

【補助金請求対象期間】

(年 月から 年 月までの 月分)

【補助金の振込先】

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他()		
口座番号			
口座名義	(フリガナ)		

※口座名義は必ず請求者と同一にしてください。

※通帳等のコピーを添付してください。